

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

令和5年1月25日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、令和5年1月25日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>)

監査委員：桐林 正彦、山根 朋洋、奈良井 恵、福田 俊史

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定した監査実施期間の大半において同感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、監査の実施団体数を当初計画していた18団体から7団体（うち3団体を書面監査）に変更して実施した。

監査対象団体数及び監査実施団体数

[]は前年度、（ ）は当初計画

区 分	監査対象団体の数	監査実施団体の数
出 資 団 体	31 [31]	7 [6] (3)
指 定 管 理 者	13 [13]	0 [0] (5)
補助金等交付団体	258 [232]	0 [3] (0)
合 計	302 [276]	7 [9] (18)

注) 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(参考) 当初の監査実施団体選定の基準

出 資 団 体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指 定 管 理 者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補 助 金 等 交 付 団 体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

2 監査実施期間

事務監査：令和4年6月10日及び同年8月9日から同年10月17日まで

本監査：令和4年7月13日及び同年8月17日から同年11月11日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	監査実施 団体数	勸告	指摘	注意	合計
令和3年度決算に係る監査結果	7	0(0)	10(2)	2(2)	12(2)
令和2年度決算に係る監査結果	9	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)
令和元年度決算に係る監査結果	30	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)
平成30年度決算に係る監査結果	30	—	4(2)	92(23)	96(23)
平成29年度決算に係る監査結果	40	—	10(6)	84(27)	94(29)

注1 合計欄は実件数又は実団体数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 勸告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

(2) 処置の内容

ア 勸告

該当事項なし

イ 指摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容を公表するとともに、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう文書により通知した。

ウ 注意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとして認めた**注意事項**については、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、是正を求め又は注意を喚起することを文書により通知した。

(参考) 監査処置基準 (抜粋)

処置区分	処置の事案
勸告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
指摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの

(3) 処置の事項別内訳

区 分	3年度決算に係る監査結果			2年度決算に係る監査結果			元年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	0	0	0	1	1
収 入	0	0	0	1	0	1	2	1	3
支 出	2	1	3	0	3	3	1	3	4
契 約	4	1	5	0	12	12	3	39	42
補助金	1	0	1	0	2	2	0	15	15
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	3	0	3	0	0	0	1	9	10
その他	0	0	0	0	6	6	3	3	6
合 計	10	2	12	1	23	24	10	71	81

(4) 指摘事項（10件）の内訳

区 分	件数	事 由	監査実施団体
支 出	2	支出負担行為の遅延(2)	公益財団法人鳥取県産業振興機構
契 約	4	発注伺、予定価格調書、契約書の未作成(3) 予定価格の未積算	
補助金	1	交付要綱の補助対象経費誤り	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
財 産	3	物品亡失（損傷）報告書の未提出(2) 物品貸付契約の未締結	
合 計	10		2団体

【指摘事項の内容】 . . . （別記）「指摘事項の内容」のとおり

(5) 注意事項（2件）の内訳

区 分	件数	事 由
支 出	1	支出根拠のない支出
契 約	1	契約期間の誤り
合 計	2	

(別記) 指摘事項の内容

内	容																																										
<p>【支出事務】</p> <p>1 支出負担行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構 ・ 財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等 ・ 所 管 課：商工労働部産業未来創造課 <p>他団体への補助金 10 件及び工事・施設修繕 2 件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。また、他団体への補助金のうち 2 件については、交付決定に当たっての支出負担行為が行われていなかった。(本部)</p> <p>(1) 他団体への補助金 (一例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名称</th> <th>交付先</th> <th>補助金額</th> <th>支出負担行為 決裁年月日</th> <th>交付(確定) 決定年月日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門展示会出展補助金</td> <td>株A</td> <td>500,000 円</td> <td>R3. 8. 31</td> <td>R3. 8. 27</td> <td>4 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フォローアップ補助金</td> <td rowspan="2">株B</td> <td>10,000 円 (交付決定)</td> <td>なし 〔 (注) 専門展示会出展補助金と 同時に交付決定となる。〕</td> <td>R3. 4. 28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000 円 (確定)</td> <td>R4. 2. 15</td> <td>R4. 2. 8</td> <td>7 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事・施設修繕 (一例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>請負者</th> <th>請負金額</th> <th>支出負担行為 決裁年月日</th> <th>契約年月日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事</td> <td>C</td> <td>1,298,000 円</td> <td>—</td> <td rowspan="3">R4. 2. 15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>既存間仕切り解体撤去工事</td> <td>520,000 円</td> <td>R4. 2. 22</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事</td> <td>778,000 円</td> <td>R4. 2. 21</td> <td>6 日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの 		補助金名称	交付先	補助金額	支出負担行為 決裁年月日	交付(確定) 決定年月日	遅延 日数	専門展示会出展補助金	株A	500,000 円	R3. 8. 31	R3. 8. 27	4 日	フォローアップ補助金	株B	10,000 円 (交付決定)	なし 〔 (注) 専門展示会出展補助金と 同時に交付決定となる。〕	R3. 4. 28		10,000 円 (確定)	R4. 2. 15	R4. 2. 8	7 日	工事名	請負者	請負金額	支出負担行為 決裁年月日	契約年月日	遅延 日数	発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	C	1,298,000 円	—	R4. 2. 15	—	既存間仕切り解体撤去工事	520,000 円	R4. 2. 22	7 日	発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	778,000 円	R4. 2. 21	6 日
補助金名称	交付先	補助金額	支出負担行為 決裁年月日	交付(確定) 決定年月日	遅延 日数																																						
専門展示会出展補助金	株A	500,000 円	R3. 8. 31	R3. 8. 27	4 日																																						
フォローアップ補助金	株B	10,000 円 (交付決定)	なし 〔 (注) 専門展示会出展補助金と 同時に交付決定となる。〕	R3. 4. 28																																							
		10,000 円 (確定)	R4. 2. 15	R4. 2. 8	7 日																																						
工事名	請負者	請負金額	支出負担行為 決裁年月日	契約年月日	遅延 日数																																						
発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	C	1,298,000 円	—	R4. 2. 15	—																																						
	既存間仕切り解体撤去工事	520,000 円	R4. 2. 22		7 日																																						
	発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	778,000 円	R4. 2. 21		6 日																																						
<p>【支出事務】</p> <p>2 支出負担行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構 ・ 財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等 ・ 所 管 課：商工労働部産業未来創造課 																																											

3 階動物飼育室恒温恒湿装置保守点検に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(とっとりバイオフロンティア)

- ・ 概 要：当該委託業務の最終的な委託額に係る**支出負担行為が、業務終了、履行確認の後に行われていた。**
- ・ 当初支出負担行為決裁日：R3. 12. 7
- ・ 当初支出負担行為額：1,490,500円
- ・ 最終支出負担行為額：987,800円
- ・ 最終支出負担行為決裁日：R4. 3. 23
- ・ 業務完了年月日：R4. 3. 16
- ・ 履行検査年月日：R4. 3. 22

- ・ 不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足
- ・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの

【契約事務】

3 発注伺の作成及び予定価格の決定について

- ・ 監査実施団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構
- ・ 財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・ 所 管 課：商工労働部産業未来創造課

(1) サテライトルーム1B会議室工事外12件の発注について、発注伺を作成していなかった。(本部)

(2) サテライトルーム1B会議室工事外12件の発注について、予定価格調書を作成していなかった。さらにうち5件の工事については予定価格を決定していなかった。(本部)

(一例)

工事名	見積者数	請負者	予定価格	契約金額	契約年月日
サテライトルーム1B会議室新設工事	3	C	724,988円 (調書なし)	724,988円	R4. 1. 19
屋外動力メーター交換(15ヶ所)	3	D(株)	なし (調書なし)	699,600円	R3. 5. 18

- ・ 不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足
- ・ 指摘の考え方：予定価格が決定されていないもの及び業者選定が著しく不適正なもの

【契約事務】

4 予定価格の積算について

- ・ 監査実施団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構
- ・ 財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・ 所 管 課：商工労働部産業未来創造課

令和3年度公益財団法人鳥取県産業振興機構アトリウム内空調設備設置工事契約について、予定価格の積算を行っていなかった。(本部)

- ・概 要：参考見積を徴取していたが、予定価格決定者がそれによらず、**参考見積と予定価格の関係性が不明確な金額を予定価格としていた。**
- ・参考見積徴取日：R3. 4. 5
- ・参考見積者：E(株)
- ・参考見積額：7,009,750 円
- ・予定価格決定日：R3. 5. 18
- ・予定価格：6,564,800 円（税込）
- ・入札日：R3. 5. 26
- ・落札（契約）額：3,847,800 円（税込）

- ・不適正の原因：担当者及び上司の財務規程等に対する認識不足

- ・指摘の考え方：予定価格の積算が著しく不適正なもの

【契約事務】

5 契約書の作成について

- ・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構
- ・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・所管課：商工労働部産業未来創造課

3階動物飼育室恒温恒湿装置保守点検に係る委託契約について、契約書を作成していなかった。（とっとりバイオフロンティア）

- ・概 要：点検業務が終了するまで、委託料の金額が確定できないことから、契約を締結することが難しいとして、**契約書を作成していなかった。**
- ・委託相手：(株)F（1者随契）
- ・当初支出負担行為決裁日：R3. 12. 7
- ・当初支出負担行為額：1,490,500 円（見積額）（予定価格：1,681,000 円）
（支出負担行為の何の記載）
ただし、点検時に、消耗品の摩耗や消費がそれほど激しくないことが判明した場合には、請求額が見積額より低くなる可能性がある。

- ・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足

- ・指摘の考え方：契約書を作成すべきもので契約書がないもの

【補助金等事務】

6 補助金の交付要綱について（所管課への処置）

- ・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県スポーツ協会
- ・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・所管課：地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課

公益財団法人鳥取県スポーツ協会運営費補助金について、交付要綱の補助対象経費に誤りがあった。

- ・概 要：補助金交付要綱別表で補助対象経費となる人件費は、「会長の報酬、事務局職員の人件費、競技力向上のために配置される職員の人件費及び施設管理部門に兼務配置される職員」と規定されているが、県は専務理事、理事、評議員及び監事の報酬を含めた人件費を補助対象として予算措置しており、**予算措置に合った要綱改正を行っていなかった。**

(経緯)

H17:補助事業を創設し、専務理事報酬は事務局職員人件費として予算措置し、交付要綱の補助対象経費でも事務局職員の人件費とし、専務理事報酬は明記されていなかった。

H18:会長の報酬を新たに予算措置し、要綱を改正して補助対象経費とした。

H24:理事、評議員報償費を新たに補助対象経費として予算措置※

H26:スポーツに関する事務が教育委員会から知事部局(スポーツ課)へ移管
理事、評議員報償費を報酬へ変更

H27:監事謝金を新たに報酬として予算措置※

※交付要綱を改正しなかった

- ・補助対象人件費：96,941,105円(うち補助対象外人件費：専務理事報酬3,559,968円、理事、評議員、監事報酬804,000円)
- ・不適正の原因：県所管課の担当者及び上司の認識不足
- ・指摘の考え方：補助金事務に関し著しく不適正なもの

【財産事務】

7 物品の管理について(所管課も処置)

- ・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県スポーツ協会
- ・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・所管課：生活環境部緑豊かな自然課

(1) 物品亡失報告書を提出していなかった。(布勢総合運動公園)

- ・概 要：県から借り受けている物品6点について、県が実施した物品確認の際に現物が確認できなかった。亡失した日が不明のため、県は物品確認を行ったR2.10.2に亡失したものとしたが、**指定管理者は物品確認の結果報告をもって報告が完了したとの認識で、物品亡失報告書を提出していなかった。**
当該物品に係る貸付変更契約は、R4.2.16及びR4.8.15に締結した。

品名	数量	取得価格 (円)	取得年月日	耐用 年数	亡失の理由
無線機	4	642,720	H 8.5. 2	10	誤って廃棄した
携帯型基地設備	1	138,020	H 8.4.25	10	〃
練習用投てき囲い	1	1,575,000	H17.4.28	3	H29更新時に手続せずに廃棄した

- ・不適正の原因：担当者の契約の認識不足及び上司の確認不足
- ・指摘の考え方：借受物品の管理の事務手続が著しく不適正なもの

(2) 物品損傷報告書を提出していなかった。(布勢総合運動公園)

- ・概要：県から借り受けているバスケットゴールが、R3. 3. 2に1基、R3. 6. 4に2基、いずれも突風による転倒で損傷した。県には2回とも口頭で報告したが、**物品損傷報告書を提出する必要があるという認識がなく、提出していなかった。**

品名	数量	取得価格 (円)	取得日	耐用 年数	損傷年月日	県への報告
バスケットゴール	1	315,000	H18. 5. 10	3	R3. 3. 2	R3. 3. 2 (口頭)
	2	630,000		3	R3. 6. 4	R3. 6. 4 (口頭)

- ・不適正の原因：担当者の契約の認識不足及び上司の確認不足
- ・指摘の考え方：借受物品の管理の事務手続が著しく不適正なもの

【財産事務】

8 リース物品に係る貸付契約について (所管課も処置)

- ・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県スポーツ協会
- ・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等
- ・所管課：生活環境部緑豊かな自然課

貸付契約を締結していなかった。(布勢総合運動公園)

- ・概要：県が業者とリース契約している物品（陸上競技場写真判定装置）について、県と指定管理者との間で**貸付契約を締結する必要があったが、締結していなかった。**前指定管理期間中のH29. 9. 8からH31. 3. 31までは貸付契約を締結していたが、H31. 4. 1からの指定管理期間に係る貸付契約を締結していなかった。なお、県はリース期間終了後のR4. 4. 1に業者から当該物品の無償譲渡を受け、備品登録した。これにより、県と指定管理者との間で締結している物品等貸付契約を変更する必要があり、貸付変更契約は、R4. 10. 20に締結した。
- ・リース期間：H29. 9. 1～R4. 3. 31
- ・リース料金：月額235,440円 (R3リース料：235,440円×12月＝2,825,280円)

- ・不適正の原因：担当者及び上司の協定書の確認不足
- ・指摘の考え方：リース物品に係る契約の事務手続が著しく不適正なもの

4 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の2項目について、監査委員の意見として提出する。

1 施設利用料の減免制度について

地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園）

公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園の各施設（以下「指定管理施設」という。）を指定管理者として管理している。

指定管理施設の利用料の減免制度については、県の指定管理者制度担当課が平成17年9月に作成し指定管理施設の所管課に提示した指定管理制度Q&Aで、「現行の減免基準は、県が施策として必要なものを定めています。また、県民へのサービス水準の維持の観点からも、現行の減免項目及び減免率を下回らない利用料金の減免を指定管理者へ実施させる必要があります。」とされている。これに基づき指定管理者の募集に当たって、所管課はQ&Aを定めた当時の減免制度とする募集要項を作成し、指定管理者は県からの承認を得て募集要項どおりの規程を定めて減免している。

スポーツ協会が定める指定管理施設の減免規程は、社会参加を目的とする専用利用（貸切りによる利用）の場合、70歳以上の者が利用者のうち2分の1以上の場合は10分の10の減免、利用者のうち2分の1未満の場合は2分の1の減免となっている。このため、専用利用では、70歳以上の利用者が1名でもいれば2分の1の減免となり、70歳以上の利用者がいない専用利用との均衡を失していると考えられる。

ついては、この減免制度について、公平性の観点からその妥当性を検討されたい。

また、倉吉体育文化会館では、県が体育及び文化に関する活動を推進するために施設を利用する場合、利用料は全額免除と規定されている。一般の利用者が倉吉体育文化会館を利用する場合、予約に当たって利用料を前納し、自己都合で利用を止めた時は、納付済の利用料は返還されない。しかし、県が自己都合で利用しなかった場合、利用料が無料のため前納がなく県に金銭的な負担は発生せず、また、これに伴う金銭的補填もなされていない。このように金銭的な負担が発生しないことから、利用直前の取消し、場合によっては連絡なしに利用しないなど、安易な予約とも受け取られるケースもあり、広く県民をはじめとする他の利用希望者の利用の妨げになっていることも考えられる。なお、類似の文化施設である県民文化会館では、学校等が利用する場合の減免規定はあるが、県が利用する場合の減免規定はない。

ついては、県民をはじめとする利用者の機会確保の観点から、また、本施設は公募による指定管理施設であることから、より多くの受託希望者による競争性を確保するため、収入の不安定要素を少なくし、より安定的に運営できるよう配慮が必要と考えられることから、県が利用する場合の減免制度の見直しを検討されたい。

2 取組事例の県民への情報公開について

商工労働部（所管課：産業未来創造課）

- ・ **監査対象：公益財団法人鳥取県産業振興機構（出資、指定管理者、補助金等）**
（指定管理施設：とっとりバイオフロンティア）

公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内中小企業等の経営基盤の強化、技術及び経営の革新、人材の育成及び産学官の連携促進等を支援することにより、県内における新たな産業の創出を促進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって鳥取県の産業の発展に寄与することを目的として活動している。

機構の事業には、受注促進・販路開拓、人材育成、新分野進出、起業・創業、専門家派遣、知的財産、事業再生・事業承継等の支援があり、県内中小企業を多様なメニューにより支援しているところである。

機構では、賛助会員等には、メーリングリストを活用して、セミナー、研修商談会の開催案内等の情報提供を定期的に行っている。また、令和4年7月には、容易に機構の事業内容等が検索できるようホームページをリニューアルするなど情報発信に取り組んでいる。しかしながら、具体的な取組内容の実績、成果については限定的な公開にとどまっているように見受けられる。

については、県として機構と協力しながら関係企業の機微情報等には配慮した上で、具体的な事業の取組の成果、実績を積極的に県、機構それぞれのホームページで行うなど様々な方法により情報公開し、広く周知を行われたい。

(参考)

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体名	財政支援の種別			実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公財) とっとり県民活動活性化センター	○		○	R4. 10. 31	地域づくり推進部県民参画協働課
2	(公財) 鳥取県スポーツ協会	○	○	○	R4. 10. 31, 11. 2, 9	地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ課
3	(公財) 中海水鳥国際交流基金財団	○			R4. 9. 22 (書面)	生活環境部 くらしの安心局水環境保全課
4	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R4. 7. 13	生活環境部 くらしの安心局水環境保全課
5	(公財) 鳥取県産業振興機構	○	○	○	R4. 11. 8, 11	商工労働部産業未来創造課
6	鳥取県信用保証協会	○		○	R4. 10. 5 (書面)	商工労働部企業支援課
7	(公財) 鳥取県暴力追放センター	○			R4. 8. 17 (書面)	警察本部刑事部捜査第二課

※1 監査実施団体名の(公財)は公益財団法人を表している。

2 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。